

日本赤十字秋田看護大学学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校法人日本赤十字学園寄附行為第3条に掲げる目的を達成するため、日本赤十字秋田看護大学（以下「本学」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする

(教育研究上の目的)

第2条 本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法等については、学長が別に定める。
- 3 第1項の点検及び評価の結果については、学校教育法に定める認定評価機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

(学部)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

看護学部 看護学科

- 2 学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

看護学部 入学定員 100名

収容定員 400名

第3章 図書館

(図書館)

第6条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、学長、学部長、事務局長、学務部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第5章 教授会

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日

(3) 日本赤十字社創立記念日（5月1日）

(4) 春季休業日 3月17日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月5日から9月20日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第7章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第8章 入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第15条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類を提出するとともに、検定料を納付しなければならない。

2 前項に規定する書類、提出時期、方法等、については、学長が別に定める。

(入学者の選抜)

第16条 入学志願者については、選抜試験を行う。

2 出願の手続き及び選抜の方法については、その都度公示する。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 身元保証書には、保証人2名の連署がなければならない。

- 2 保証人は、満25歳以上の者であって、日本の国籍を有し独立した生計を営む者でなくてはならない。
- 3 保証人が死亡し、又はその資格を失うに至ったときは、直ちに他の保証人を補充しなければならない。
- 4 保証人の住所氏名に変更があったときは、直ちにその旨を届出なければならない。

(退学又は転学)

第19条 本学を退学又は転学しようとする者があるときは、学長は退学又は転学を許可することがある。

- 2 前項の規定により退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(留学)

第20条 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

- 2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(休学)

第21条 疾病その他の事由により引き続き2月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

- 2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当でないと思われる者があるときは、学長は休学を命じることができる。
- 4 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。

(復学)

第22条 第21条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第23条 本学を正当な事由により退学した者が退学後2年以内に再入学を志願するときは、教授会の議を経て、学長は審査のうえ、再入学を許可することがある。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当するものは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第12条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第21条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第9章 教育課程

(教育課程)

第25条 本学の教育課程は、別表1のとおりとする。

(授業科目の区分)

第26条 本学において開設する授業科目は、基礎分野科目、専門基礎分野科目及び専門分野科目とする。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 各授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与える。

- 2 授業科目の単位は、別表第1に定めるところによる。
- 3 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとする。

(成績の評価)

第30条 成績の評価は、S、A、B、C、Dの評語をもって行い、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 急病その他の正当な事由があつて、前条第1項の試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことがある。

- 3 前項に規定する追試験の手続き等については、学長が別に定める。
- 4 学生には、履修した授業科目につき、成績の評語に応じ、教授会の議を経て学長の定めるグレード・ポイントが与えられる。成績の各々の評語に対応するグレード・ポイントは、教授会の議を経て、学長が別に定める。
- 5 前項の規定に従って与えられたグレード・ポイントを基に履修科目1単位当たりの成績の平均点（以下、「GPA」という。）を算出する。GPAの計算方式は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

- 2 前項の規程は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第43条及び第44条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第10章 卒業及び学位等

（卒業の要件）

第34条 学生が本学を卒業するためには、本学に4年（再入学、転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

- 2 卒業認定に必要な単位は、126単位以上とする。ただし、保健師教育課程選択者

については、卒業認定に必要な128単位を修得しなければならない。

3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(卒業証書及び学位の授与)

第35条 学長は、第34条第3項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

2 学長は、本学を卒業した者に対し学士(看護学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第36条 本学において取得することができる資格は、保健師及び看護師国家試験受験資格とする。

2 前項において保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、保健師教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第11章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の種類及び額)

第37条 検定料、入学金、授業料、維持運営費、実験実習費及びその他教育に必要な費用の種類及び納付金額は、別表第2のとおりとする。

(検定料)

第38条 検定料の納付等については、学長が別に定める。

2 納付された検定料は、還付しない。

(入学金)

第39条 入学を認められた者は、入学を認められた日から学長が別に定める期日までに、入学金を納付しなければならない。

2 入学金は、原則として還付しない。

(授業料等)

第40条 学生は、第37条に規定する授業料、維持運営費、実験実習費及びその他教育に必要な費用(以下「授業料等」という。)を学期毎に、学長の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、一括納付を希望する場合は、当該年度の最初の納付期日までに、当該年度の授業料等の年額を納付することができるものとする。

2 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。

3 休学、退学又は転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。ただし、学期すべての日を休学する場合は、当該学期分の授業料等の納付を免除する。

4 休学により授業料等の納付を免除された場合は、当該学期の授業料等に替えて、当該学期毎に在籍料5万円を納付しなければならない。なお、当該学期分の授業料等が納付されている場合は、納付された額から在籍料を差し引いた額を還付する。

(授業料等の延納及び分納)

第41条 経済的理由その他やむを得ないと認められる事由がある場合は、授業料等の全部若しくは一部を延期又は分納することができる。

2 授業料等の延納又は分納に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、聴講生及び外国人学生

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、科目等履修としてこれを許可し、その履修した単位を与えることができるものとする。

2 前項の単位の授与については、第29条の規定を準用する。

3 前2項のほか科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 学長は、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、当該大学又は短期大学の学生を、本学の教育研究に支障のない限り、特別聴講学生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができるものとする。

2 前項の単位の授与については、第29条の規定を準用する。

3 前2項のほか特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第44条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生としてこれを許可することができるものとする。

2 前項のほか研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(聴講生)

第45条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生としてこれを許可することができるものとする。

2 前項のほか聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人学生)

第46条 第14条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、本学の選抜試験の上、入学を許可することができる。

2 前項のほか外国人学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 公開講座及び施設の開放

(公開講座)

第47条 本学は、一般公衆の保健・医療・福祉の向上を図り、併せて地域における人材の育成及び地域文化の開発、発展に寄与するため、公開講座を開設することができる。

(施設の開放)

第48条 本学は、図書館、体育館、運動場等本学の施設を開放し、広く地域の利用に供することができる。

2 施設の開放に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第49条 学長は、学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対しては、教授会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第50条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 保健

(保健)

第51条 学生並びに職員の健康維持を図るため、毎年定期的に健康診断を行う。

2 本学に保健室を設け、学生並びに職員の健康相談に応じ、必要な場合、救急処置を行う。

第16章 学則の改正等

(学則の改正)

第52条 学長は、この学則を改正しようとするときは、教授会の議を経るとともに、学校法人日本赤十字学園理事長の承認を得なければならない。

(補則)

第53条 この学則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、教育課程に、基礎分野の選択科目として、「日本国憲法」2単位及び「体育」1単位を追加する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度以降に入学する者について適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第2 検定料、入学金及び授業料等（第37条関係）

| 種 類 | | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------------------|-------------------------|----------|----------------------|
| 検定料 | 大学入試センター試験利用入試での受験の場合 | 25,000円 | 出 願 時 |
| | 大学入試センター試験利用入試以外での受験の場合 | 30,000円 | |
| 入 学 金 | | 300,000円 | 入学者の選考に合格し入学手続きを行うとき |
| 授 業 料 | | 850,000円 | 年額 前期 4月 後期 10月 |
| 維 持 運 営 費 | | 300,000円 | 年額 前期 4月 後期 10月 |
| 実 験 実 習 費 | | 300,000円 | 年額 前期 4月 後期 10月 |
| 保健師教育課程履修料 (看護師教育履修分を除く) | | 40,000円 | 履修が確定したとき |
| 在 籍 料 | | 50,000円 | 半期分 |